

障害者差別解消法に基づく職員対応要領制定について

1. 策定の根拠

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）第10条において、地方公共団体の機関は障害を理由とする差別の禁止に関して職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする規定されており、都道府県及び市町村においては、職員対応要領の策定が努力義務となっている。
- なお、同条第2項において職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

2. 性格

行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を作成。

3. 記載事項

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本指針」（平成27年2月24日閣議決定）において示されている項目
- 趣旨
 - 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
 - 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
 - 相談体制の整備
 - 職員への研修・啓発

4. 策定スケジュール

- 国の各省庁が今年度上半期中に策定する職員対応要領を参考に案を作成し、障害者施策審議会（以下「審議会」という。）で意見を聴取したうえで策定していく。
- なお、職員対応要領案及び次期愛知県障害者計画案に関し、障害者その他の関係者の意見を反映させるため、審議会にワーキンググループを設置し、2回の審議（9月4日、10月中旬予定）を経たうえで、第2回審議会（10月下旬予定）に最終案を諮る予定。

	7月	8月	9月	10月	11月～3月
○国のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・対応要領の策定（上半期中） ・対応要領案に関するヒアリングの実施 （7月13、14日～、実施時期は省庁により異なる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント （ヒアリング後に実施、実施時期は省庁により異なる。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等対応要領作成支援 ・国民への広報、周知 ・各種体制の整備等（下半期） 	
○県のスケジュール					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">制定</div>
・案の作成及び検討					
・審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回会議（7/31） ・策定スケジュール 		<ul style="list-style-type: none"> ●第1回ワーキンググループ（9/4予定） ・職員対応要領（素案） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回ワーキンググループ（中旬） ・職員対応要領（最終案） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回会議（下旬） ・職員対応要領（最終案）
・職員への周知等					